

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年9月20日（火）午後3時から午後4時45分
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 園原敏彦（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 細谷泰暢（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 宮地佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 菱川みお（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 松本泰輔（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 牧野茂（第二東京弁護士会所属）
弁護士 岡田浩志（東京弁護士会所属）
弁護士 工藤杏平（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。経験者の皆様には、お忙しい中、そして天候が悪い中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます東京地裁刑事第1部の園原と申します。どうぞよろしく申し上げます。それから、あいにく台風が近づいておりまして、夕方以降風雨が強まるという予報が出ておりますので、御案内では3時から5時までの2時間ということでしたが、本日は時間を1時間半に短縮をしまして、皆様の帰りの足を確保したいと思っております。したがって、私のほうから皆様の参加した事件の概要については説明しますが、全般的な感想をお一人ずつ言っていただくというのは省略します。よろしく申し上げます。

それでは、まず裁判員経験者の方が参加した事件について簡単に説明しま

す。1番の方と3番の方が担当されたのは強盗致死、死体遺棄、営利略取、逮捕監禁という事件でした。職務従事日数は9日間でした。争点は量刑ですが、実行正犯ではなく、共謀正犯です。実行行為に出ていない共謀者たる被告人の立場、それから強盗致死の被害者の死の結果について、共謀にとどまっている被告人がどういう責任を負うのかというのが量刑のポイントでした。

2番の方が担当されたのは、強盗強姦未遂という事件で、職務従事日数は4日間です。争点は量刑ということです。

4番の方が担当されたのは、覚せい剤の密輸の事件です。職務従事日数は、本日参加していただいた裁判員経験者の皆様の中で最も長い11日間でした。また、検察官の冒頭陳述も非常に長いものでした。その辺りもまた後ほど御意見を伺いたいと思います。本件はキャリーケースの中に覚せい剤が入っていたわけですが、その旨の認識があったかどうか、それから共謀の有無と量刑が争点でした。

それから、5番の方、7番の方が担当されたのは、強盗致死、死体遺棄、営利略取、逮捕監禁、拐取者身代金取得という事件です。職務従事日数は10日間でした。主として量刑が争点でした。そのポイントは被告人両名の果たした役割、立場、そして強盗致死の被害者の死の結果についてどういう責任を負うかという、そういうものが量刑の争点となりました。

それから、6番の方が担当されたのは、強制わいせつ致傷、強盗、強制わいせつという事件です。職務従事日数は5日間でした。争点は執行猶予の可否と思われます。

それから8番の方の事件は、共犯の被告人4名について裁判を行ったということです。傷害致死、監禁、傷害、器物損壊という事件が併合されていて、監禁と傷害致死というのが量刑の中心的な事件でした。職務従事日数は9日間でした。

それでは、呼出状が届いてから選任手続までについて御意見を伺いたいと

思います。前年度の11月に候補者名簿に載りましたという通知を受け取られてから始まっているわけですが、そこから選任手続までというところを、皆様がどんな不安があったか、日程調整にどんな苦労をされたか、あるいはこんな情報があればもう少し不安の解消にもなるし参加しやすかったなといったような辺りを、職務従事期間の4日間、5日間のグループと、それから9日以上グループと分けてお聞きしたいと思います。それでは、まず比較的短かったという2番の方は、4日間の事件でしたが、選任手続までについて、先ほど言ったような視点でお話をいただければと思います。

2番

4日間ということで大体1週間ぐらいだったんですけども、仕事もそんな忙しい時期ではなかったのと、もともと興味があって、やってみてもいいかなと思ってたので、そういう意味では負担感はなかったです。ただ、選任手続で、最初に裁判員になるかどうかの手続に1回来たときに、結構な数の方がいらっしやっていたと思うんですけど、何かそのために来ないといけないのも何となく負担に思う方がいるんじゃないかなというふうにちょっと思いました。質問に答えるだけであれば、裁判所に来なくてもできるんじゃないかなというような気がちょっとしました。

司会者

お仕事とか御家庭の面の調整というのは、特に問題はなかったんでしょうか。

2番

ちょうどそんなに忙しくない時期だったので上司に話したら理解は得られましたし、家族にも、特に反対というか嫌がられたりはしなかったのです。

司会者

勤務先では初めての裁判員候補者になったということはあったんですか。

2番

私の周りにはいなかったもので、恐らく初めてだったと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方は職務従事期間が5日間でしたが、いかがでしょうか。

6番

まず選任手続についてなんですけど、時期的に、もう多分選ばれないなと思っていたんですけども、通知が来たのですが、私も先ほどの方と同じでずっとやってみたいなと思っていたので、やったあとと思いました。当たれ当たれと思って選任手続に来たんですけども、パソコンで選ばれるということで、本当なのかなと思いながらドキドキして待ってたところ、選ばれて、本当に意気揚々として帰宅しました。まだ子供が小さいんですけども、保育園に預けていないので、それだけがちょっと心配でした。5日間ということなので、両親に相談をしてどうにか来させていただくことができたんですけども。子供が小学校とか中学校とかになっていると違うと思うんですけども、小さいお子さんを抱える親御さんとかお母さんにとってはなかなか難しいのかなとは思いますが。私はたまたま両親と一緒に住んでいるものですから、5日間来させていただくことができたんですけども。たまたま友人の旦那さんがやっぱり選ばれたんですけども、2回選ばれて2度辞退したとおっしゃっていました。それは何でなのかなと思って聞いたところ、やっぱり、そろそろまた事件が起きたから選ばれるかなと思っていたら通知が来るというんですけども、殺人とか重い事件の後に来ることが多くて、そういうのに関わりたくないから辞退をすとおっしゃっていました。基本的には辞退できないと通知には書いてあるんですけども、そういうのを予測して辞退されている方もいるんだなと思いました。私は事務職なので、もし働いていたとしても、会社も公には裁判員裁判が始まることから手続をすれば堂々と休みをとれるというか、なっていたんですけども。主人も同じ会

社ですが、営業という立場なので、実際、主人はもし選ばれたとしても、5日間であっても絶対無理だということを言ってました。興味があったので、いらしていたほかの会社員だなと思われる方に聞いたところ、その方は全然会社が問題ないんで、裁判員裁判が終わった後もそのまま家に帰れるとおっしゃっていて、会社によってやっぱり来られる来られないというのがいろいろあるんだなと思いました。

司会者

ありがとうございます。2番の方は、やっぱり裁判員をやってみたいと思っていたんですかね。

2番

どちらかというに興味があるほうでしたので。経験したことの無いことをできるという意味では。

司会者

分かりました。それでは、今度は職務従事日数が長めをお願いをした方々にお聞きします。まず1番の方、いかがですか。

1番

平成26年11月頃ですかね、最初にリストに載りましたという案内が来て、私もどちらかというに興味があったので、こんなふうに来ることもあるんだと思いました。それで、やってみたくてしょうがなかったんですけども、ほとんど1年たっても来ないから、やっぱりこれで終わりかなと思ってたら、12月だったと思うんですけども、呼出状が来ました。その前にいただいた冊子とかで読んでいたのは、大体1週間程度という話だったので、最初10日間予定されていて、あっ、意外と長いんだと思ったんですけども。ちょうど仕事もそんなに忙しくなかったんで、上司とか同僚に言ったときも、男性は概して「いいな」という、「ええっ、裁判員やるの。いいな」という感想が多かったんですけども、女性のほうはどちらかという、

「ええっ、大変だね。嫌じゃないですか」という、ちょっと否定的な答えが多かったように思いました。私の周りでは初年度に女性の方でやっぱり案内が来たという方がいまして、そのときは説明の冊子とかもそんなになくて、都合が悪い時期というのを最初に書いて出したんだそうなんですけれども、ちょうどその時期に当たるような呼出状が来たので、何考えてるんだろうと思って、お断りの連絡をしたという話を聞きました。それから時間が大分たってるので、どんどん改善されてきたんだと思うんですけれども、やりたいという気持ちも持っていたので、特に戸惑いとかはそんなにありませんでした。

司会者

では、3番の方、お願いします。

3番

私も1番の方と同じ事件を担当していました。もともと私もやりたいなどは思っていたので、機会があれば行きたいなというふうには思っていました。仕事が忙しい時期だったんですね。何とかして会社を調整しようというところで自分の意思で動いて、何とか会社を調整することができまして、選任手続に行ったんです。そのときに一番難しかったのが、選任手続で1時間か2時間ぐらいいくれば拘束され、その後に出発したら何日間か、カレンダーに載ってたんですけど、これだけの拘束時間が発生しますよというところなんです。最初に、本当にそれだけの時間とられるのかとられないのかというところが一番難しかったです。その後の予定も立てづらかったんです。そこが一番苦労した点ですね。

司会者

一応やってみたいということで事前にある程度調整しますよね。

3番

はい。

司会者

でも、当たるか当たらないか分からないので、そこはやっぱり暫定的な感じのものになるんですか。

3番

そうですね。暫定的にせざるを得ない。

司会者

当たって、さらにもう少し具体化するとか詰めをすとか、そんな感じになるんですか。

3番

そうですね。もう前もってこの日はいないものと思ってねというふうにみんなの意識づけをしていく作業が結構骨が折れたというか。今の会社って特別休暇とかがある会社もあるんですけど、私は社内で初めての裁判員だったので、私の会社はそういう制度がなくて、その辺の調整も人事とかとやり取りしながら自分でやっていったような形ですね。

司会者

結構負担になりますね。

3番

結構大変でしたね。多分特別休暇がある会社だったら結構すんなりと思うんですけど、そうじゃない会社だとやっぱり結構調整が大変かなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方どうぞ。4番の方は11日間で一番長かったですね。

4番

はい。職務従事日数についての感想なんですけれども、呼出状が届いてスケジュールを見たときに、やはり正直長いなと、まず第一印象で思ったのを

よく覚えています。その理由として、やはり11日間というと、11営業日分仕事を休むということになりますので、それだけ長い日数職場を空けたことがないなと思ひまして、これはどうすべきなんだろうかと正直悩みました。ですが、やはり一応義務で、私の職場では公的休暇をいただける制度がきちんと導入されていたので、そこを確認した上で、一応私としてはやはりせつかくの機会なので行ってみたいなと、参加してみたいなと思ひましたので、職場にはきちんとそれを説明しました。呼出状を、職場の人事部にきちんと提出するようなフローになっていましたので、それは私の職場側の事務フローではあるんですけども、それを証明書としてきちんと提出した結果、スムーズに通りました。人事のほうの部長からは、逆に、いい経験なので社会勉強してきてくださいというような、背中を押していただけるような言葉をかけていただいたので、特に苦勞したことだったり、ちょっと悩んだことがあったりとか、行きづらいつつとか、そういうことは全くありませんでした。あとですね、書類等については、何でしょう、特に分かりにくいと思うところはなくて、きちんと読めば皆様分かる内容にできていたと私は個人的には思っています。あとですね、私は11日間だったんですけども、厳密には、実際は10日間になって1日減ってます。それはですね、予定では審理が6日間、評議が4日間で判決の宣告が1日だったんですけども、評議がスムーズに進んだ関係で3日間で終わりました。それも、評議ってやはり進めていかないと分からないので、3日目のお昼ぐらゐにみんなでお昼に行ったときに、裁判官から、もしかしたら今日1日で、今日の午後だけで終わって、明日お休みになるかもしれないねなんていうことを聞いていました。実際、評議3日目の夕方時点で、もうこれで終わりますというところまで話がまとまって、急遽、1日裁判員裁判自体もなくなり、職場には仕事は休むと言って、どうしたらいいんだという話になったんです。それで、私たち雇われてる身としてはあと1日あったほうが助かるんだけどというような意見も

出ていたんです。10日間という訂正を恐らく皆様会社にしてると思います。私も実際したので。結局その1日だけ職場に行った人もいれば、私なんかは逆に1日行ったところでややこしくさせてしまうので、もうそのまま有給休暇を自分で当ててお休みをさせていただいたという、ちょっとしたハプニングがありました。

司会者

今の話なんですけど、2番の方、6番の方は短縮したことはなかったですか。予定どおりだったんですか。

2番

予定どおりだったと思います。

司会者

8番の方はいかがでしたか。

8番

さっき9日間とおっしゃったんですけど、裁判員裁判は8日間やっていて、それは予定どおり遂行されたと思います。

司会者

予定どおりでしたか。

8番

はい。

司会者

3番の方の事件は1日ぐらい減りましたか。

3番

減ってますね。

司会者

評議は生き物なので、評議がうまくいくと早く終わることがあって、その分は虚偽の出頭証明を書けないもんですから、仕事に行ってもらうか有給と

ってもらおうかということになるんですね。これはかなりやっぱり迷惑をかけていますか。

2 番

普通に仕事してました。

司会者

うちの部は、初日、選任された日にもう既に、裁判は生き物なのでこういうこともあるかもしれませんのでというアナウンスをして、いきなり頭を下げるということをよくやってるんですけど、やっぱり実際はいろいろ迷惑をかけるんでしょうね。そういう書類の関係も含めましてね。それでは、今度は5番の方お願いします。

5 番

私は、手続が始まったときに、まず断ろうと思ってました。それで、東京地裁に電話をしました。それは、理由が母の介護ということなんですが、その時期はそんなに症状が悪くはなくて、なおかつ兄夫婦がいますので何とかなるということで、裁判所に行ってみたいと思ったんでまず行きました。結構大勢の人がいたんで、これはまず自分が選ばれるわけではないなと思ったんですが選ばれてしまったんですけど。会社のほうは結局立場が去年と違いまして、私は責任者はもうやめてますんで、1年前でしたら完全に会社都合で断ってますが、今回の場合は一応決まってからやってみようという形になってきましたということですね。

司会者

日程調整等で御苦労されたことはございますか。

5 番

日程調整は意外と楽でした。今の現場は人数が結構多いんで、私がいなくてもやっていける状態になってましたので。去年でしたら絶対無理でした。

司会者

たまたま巡り合わせがよかったということなんですか。

5 番

そうですね。時期的にも考えて。

司会者

分かりました。7 番の方、お願いします。

7 番

私の場合は、職務従事日数についてはちょっと長く感じましたね。参加するために苦労したことといえば、私は営業職の管理職をしまして、稼ぎどき、決算、事業計画、又は決裁というところがですね、管理者としての仕事がどうしてもそこにある時期だったので、事前の質問票か選任手続とかで時期のことをちゃんと書いときゃよかったんですけども、先ほどどなたかが言われたとおり 100 分の 1 になるわけがないということで、あまり読まずに、なるわけないというところでこういうふうを選任されてしまったんです。恐らく会社の人事担当や部長、あと部下の御理解をいただけないと、物すごく厳しい中でやらざるを得なかったのかなというふうに思ってます。また、職場が近いので、結局終わってから会社に戻ってやるしかない。実際その穴埋めは土日やるしかなかったもので、正直言ってきつかったのと、この裁判が終了してから後を追っかけなきゃいけない。いろいろトラブル等もございまして、そのときに顔を出せなかったというところで、いろいろとフォローというところはやらなきゃいけなかったのは非常に苦労したなというふうに思ってます。裁判員をやりたいかという、実はあまりやりたくないと思っていて、皆様プロがやられていて、それを見てテレビ、新聞で自分であだこうだと言って論評するのが好きなほうだったんで。やはり裁くという立場とか弁護するという立場は、非常に高度なものだという意識を持っていたので、そういう点で、終わってからの話は非常に参考になったとは思いますが、当初はやりたくはない、お任せしたかったというところが本

音でございます。

司会者

今回、参加することについてこんな不安があったとか、そんなようなことはなかったですか。

7 番

実際、上司には裁判に出ますという話はします。部下にも裁判に出ますと話します。当然、裁判の内容は公になっているんですが。ただ、やっぱり事件の内容が内容なので、逆恨みじゃないですけど、そういう関係でちょっと最初から引いたというところがありました。だから、私がしゃべったのをしゃべらないでくれという人は安心するんですけど、その人が家族にうちの会社の誰々はこんな事件やってて、こんなんがあつてみたい話があると嫌なので、一切そこはしゃべりたくないとかしゃべらなかつたというのがあります。

司会者

分かりました。8 番の方、お願いします。

8 番

私は8日間の職務従事日数の裁判員裁判を受け持ちまして、それについて参加する苦勞があったかについてなんですけれども、端的に言うと特に苦勞はしませんでした。その理由は三つありまして、職場内でのコンセンサスをしっかりとっていたということ。そして、引継ぎをしっかりとっていたということ。そして最後に、これは巡り合わせなんですけれども、仕事が1年の中で一番ゆったりした時期にあったということです。そうしたところから参加をさせてもらいました。参加をするときの気持ちの上での不安等はなかったかという質問があったと思うんですが、それについては私はほとんどなくて、それ以上に好奇心のほうが勝っていたので、この機会に是非参加させていただきたいというふうに考えました。職場内でのコンセンサスについてなん

ですけれども、昨年末に候補者リストに登録されましたといったときも、その翌日には上司と人事にあらかじめ相談をしておりましたし、それで選任手続のときにも、大体これぐらいの確率でなる可能性はありますといった報告・連絡・相談をちよくちよくやっていたので、非常に円滑に参加することができました。

司会者

ありがとうございました。こんなことを聞いていいかどうかよく分かりませんが、辞退する人もいますし、来ない人もいますよね。実際、選任手続の部屋へ行くと来ない人もいますけど、それは何かずるいとか思ったりされるのでしょうか。あるいは、自分はやりたいから特に気にしないとか。そこら辺りは何か感覚はありますか。

8 番

私の選任手続のときは結構人数が多くて、席番を見たら多分100人ぐらいが集まっていたんですね。席札が置かれているけれども、いらっしゃらない人が多分10人ぐらいいて、ああ、こういう感じなんだなというのを一つ思いました。加えて、たくさんいたのでどうせ当たらないだろうなと思ったら、最後に裁判員に選ばれた人の番号をだだだだだつと並べられて、あつ、いるわと。ちょっと軽くガッツポーズと、あと、選ばれるなよというふうに言ってた上司の顔が浮かびました。そんな感じでした。

司会者

1 番の方、お願いします。

1 番

私が選任手続のときに行ったときには、たしか六十何番だったんですね。最後の番号が96番か、やはり100人近い方に送られたのかなという番号だったんですけれども、説明を聞いていらっしゃる人の数を数えたときには、たしか40人弱、三十何人ぐらいだったと記憶してます。ですから、何らか

の理由があってお断りしてる方と、あとは当日来なかった方もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、そこで40名弱ぐらいになって、そこで8名選ばれるということで、宝くじも当たったことないし、これは当たらないなと思ったんですが、なぜか選任されまして。確かに私も新聞で読みましたが、実際に来る人の数について、どうしたらいいのかというと、ちょっと私も何か積極的に提案できることはないんですけれども。

司会者

参加される方は、やりたいと言って調整される方が多いんですけど、なかなかそこまでいかないのかなという感じがします。1点だけお聞きしたいのは、先ほど3番の方が言われた、要するに選任手続までの日程調整と、当たるか当たらないか分からないというレベルの日程調整があって、それで実際当たるともっとぐっと詰めますよという話に関係するんです。私は札幌でも裁判員裁判をやってたんですけど、3日や4日の事件ですと午前中に選任手続を行い、そのまま午後から裁判を始めていたんです。特に不満はなかったんですけど、東京に戻ってきまして、大体前の週の木曜日か金曜日に選任手続を行い、それで金土日か何か空けて、それで月曜日あるいは火曜日から裁判をするというのがかなり多くなってしまっていて、それもやっぱり、そういう皆様の御意見が反映されているんですかね。やっぱり午前中に選任手続を行って一緒に昼飯食べてからその日の午後からやるよりは、今言ったように少し間を空けて、当たったときのちゃんとした準備というほうがやっぱりよろしいんでしょうか。

3番

先ほどお話がありましたとおり、前日に選任が決定して、社に1回戻って実際そうなりましたという時間を得られたというのはやっぱり大きかったですね。それがなかったら、その日、昼帰ってくるか、それともずっと帰ってこないかという、すごいざっくりとした形の調整になってしまうので、それ

はどちらかというとなんげ避けたいというのが本音になりますね。私の周りだと、やっぱりそういう調整が結構自分のカロリー消費しないとできないんですよね。なのでやっぱり面倒くさいと、言葉は悪いんですけど、面倒くさいと思っちゃう人とか。この前、事件があったと思うんですけど、声かけがあるかもしれないとか、そういう恐怖感とか。そういったところでちょっと後ろ向きな方は結構いるのかなと思います。

司会者

分かりました。例えば、4日や5日だと連続的に毎日やってもいいと思うんですけど、9日から10日となると、実際、例えば午後半日休みがあるとか、1日休みがあるとか、そういう感じでしょうか。8番の方のところは間に休みがあったりしましたか。

8番

実は1日だけ半日休みという日があったんですよ。

司会者

そういうのがあったほうがいいですか。少なくとも2週間にはわたりますよね。法廷と評議が。

8番

あったほうが、多少リフレッシュにはなるかもしれないですね。

司会者

4番の方、どうですか。

4番

私の場合、週で言うと4日間、3日間、4日間の3週間にわたったんですよ。3日間の週、ちょうど中の週、そこってまだ審理が終わってなくて、最初の4日間と2週目の2日間が審理だったんですけど、その3日間が水、木、金だったので月、火は職場だったんですよ。正直そこが、やっぱりみんな聞きたいけど聞いちゃ駄目だよねという状態ですし、私も聞かれると答え

ちゃ駄目なんだけれども、やはり職場の人だったり上の方だったりすると何かちょっとそれなりの返事をしなきゃいけないのかなというのがあったので、ちょっといつもと違う場所にいたりして、人と距離をとってました。もうそういうややこしいことが起きるのが嫌だったので。そういうことからすると、ちょっと体力的には厳しい、きついんですけども、気力とか、そういうのはきついんですけど、連続でやっていただいたほうがよかったかもしれないというのはちょっとあります。

司会者

休みがあったほうがよかったですか。

5番

5日間続いた日はちょっときつかったですね。1日ぐらいちょっと休みが欲しかったです。

司会者

なるべく早く進めたいなという気持ちがあるんですが、それでも10日連続ですというのはやはりちょっときついですかね。午後半日リフレッシュがあったほうがよいでしょうか。でも、2日も空いてしまうとちょっと違うかもしれませんね。分かりました。参考にさせていただきます。

7番

ただ、ちょっと難しいのは、裁判をやってる最中に帰って仕事というのも結構それはそれでですね。傷害致死みたいな話で想像力を働かせているところに、じゃあ会社へ行って笑顔で営業って言われても。そこはですね、できれば1日とか、やるんだったらちゃんとやってという切り替えのものが欲しいと思いますね。

司会者

私の経験でも、夕方から仕事行きますという人、結構いますものね。確かにあれですよ。強盗致死の事件についてやっていて、それで笑顔で営業は

無理ですよ。

7 番

そうですね。ちょっとそれはきついですね。

司会者

どうもそういう想像力がですね、我々この仕事ばかりしてるものですから、もう少し鍛えないといかんですね。ありがとうございます。今回は、性犯罪グループで4日から5日の職務従事日数の事件というのと、複数の共犯者が出てくる、あるいは登場人物が多い、犯行場所が複数あるという、かなり複雑な事件が結構あったんです。それで、恐らく皆様初日はかなり緊張されて法廷に入られたんだと思うんですね。それで、最初に冒頭陳述というのが検察官、弁護士双方からなされました。そういう緊張状態の中で、例えば、検察官、弁護士でその事件に対する見方がどこが違っているのか、あるいは複数の共犯者がいる場合、その立場とか役割とかそういったものにどう違いがあるのか、あるいは今後証拠調べでどういうところに注目すればいいのかといったことが分かったかどうか。あるいは、実を言うと後から裁判官から説明を受けてようやく分かりましたというのじゃ困るんですけど、そんな実情があるのかどうか。あるいは、情報量が多くてちょっと理解できなかったとか、すぐそしゃくできなかったとか、そこら辺りの忌憚のない御意見を伺いたいと思います。これもまず短めの日数の方からお聞きします。また2番の方からで恐縮ですが、いかがでしたか。そんなに長くなかったですか。

2 番

そうですね。事案自体はそんなに複雑ではなかったと思うんです。争いも事実についてはほとんどなかったと記憶していますので、分かりやすいほうだったとは思いますが、それでもやはり初日は特に緊張もしてましたし、ちょっと知恵熱じゃないですけど、ふわっとした状態で参加しているような

状態でしたので、ちょっと分かりにくいところもありました。検察の資料とかは分かりやすかったので、聞いててもすっと入ったんですけども、弁護人の説明が少し難しく感じられまして、どちらかというと言議室に戻ってから判事に説明してもらって分かる、ああ、そういうことが言いたかったのかなというようなところがちょっとありました。

司会者

検察官はA4なのかA3かちょっとよく分かりませんが1枚紙が出て、それに対して弁護人のほうは、冒頭陳述要旨という我々で言う従来どおりのものが出たようですが、これはどんな冒頭陳述を弁護人はされたんですか。冒頭陳述要旨を読み上げられたのですか。

2番

そうだったと思います。

司会者

画面に何かポイントが出るとかそういうことではなかったのですか。

2番

そういうのはなかったです。専門用語のような形の言葉がやっぱり分かりにくいので、そういったところを分かりやすく説明するというような形はなかったもので、ちょっと分かりにくかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございました。それでは、6番の方、複数の事件があるものですね。いかがでしたか、冒頭陳述。あるいは最初に裁判に臨んだときの心境といいますか、緊張感といいますか。

6番

大分私の記憶がそもそも曖昧なところが多いんですけども、やっぱり先ほども2番の方がおっしゃったように、検察官の方の冒頭陳述要旨があったからこそ大分理解しやすかったような気がします。弁護人はつらつらお話を

するだけだったと記憶しているので、この冒頭陳述要旨がなかったらかなり理解し難いものだなと思いました。まずこの冒頭陳述要旨を見た時点で、これだけ裁判員裁判というのは庶民に分かりやすくしてくれてるんだなというのをまず感じましたし。

司会者

それは検察官の冒頭陳述要旨，そういう意味ですね。

6 番

そうですね。やっぱりぱっと見て分かるようにしていただいているのはとても理解しやすいと思いました。

司会者

例えば今の6番の方の事件では、第3，情状というところで、刑の重さを決める上で重要な事実というような標目がありまして、1．犯行態様の悪質性，2．常習性，3．被害結果の程度（軽微かどうか），4．犯行動機の身勝手さ，短絡性，その下に矢印があって，被告人に対してどのような重さの刑を科すべきかと書いてありますね。これの意味は分かりましたか。

6 番

そうですね。実は私，大学で少しだけ法律をかじっていたので，私自身は割と理解しやすかったんですけども，最後の皆様での意見交換をした際には，二，三名の方が全く法律的な知識がないので，そういうものを持って臨みたかったとおっしゃっていました。全然知識がない人が入ると，理解するのに大分時間がかかって，その理解をしながらどんどん評議が進んでいくので，後から考えればこう言いたかったけれども，もう終わっているとか。大分庶民に分かりやすい言葉にいただいているんだと思うんですけども，やっぱり本当に知識がないと，検察官にとっては易しくしていると思っても，理解できないという方も結構多いんじゃないかなと思います。

司会者

大体こういうふうを書いてあるんですけどね。これをぱっと聞いて多分分からないと思いますよね。だから裁判官が量刑の基本的な枠組みなんていうことを説明するわけだけでも。それはしなきゃいけないのかもしれませんが、いきなり初日にこれを見せられてもどうでしょうか。こういう形で犯行態様の悪質性と書かれても、これは何のこっちゃということになりそうな気がしますね。弁護人は特に何か1枚紙とか何か使ったわけではないんですね。

6番

たしかスライドのようなものは見たんですけども、ぱっと配られるものとしてはなかったと記憶しています。

司会者

そうすると、弁護人が何か言いたいことはメモをしたわけですか。

6番

そうですね。たしか、本当に記憶が曖昧なんですけど、始まる前に、こういったところを見てくださいということを裁判長が話してくれたので、そこに注目してお話を聞いたと思うんですけども。ちょっと分かりづらかったです。

司会者

この事件も、従来の冒頭陳述要旨のようなものが出ていたんですね。分かりました。これからちょっと複雑な事件を担当された方にお聞きします。まず1番の方、どうですか。

1番

私たちの担当した事件は、検察官も弁護人も両方とも非常によくまとめられてはいたと思うんですけども、登場人物がとにかく多くてですね、検察官はA3で1枚の紙によくまとめていただいていたんですけども、これを理解するのはかなり大変でした。弁護人はとてもシンプルだったんですけども、逆にシンプル過ぎて、何というのかな、まあ、でも冒頭陳述ですからそ

れでいいのかもしれないですね。

司会者

よく言われるのは、皆様どうですかと聞くと、この1件しか参加してないのでこういうもんだとしか思いませんと言われるんです。比較できればね、2件3件やればそれはもっと的確なというか厳しい話が、検察官に対しても厳しい話ができると思うんですけど。1番の方が経験された事件というのは、とにかく情報量が多くて、登場人物、犯行場所がいっぱいあって、何がなんだか分かんなくなっちゃう、そういう感じがあったんですね。

1番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

3番

1番さんもおっしゃられていましたけれども、本当に登場人物の多さと、あと場所がいろいろ移動していて、時系列に詰め込むことが最初物すごく多かったですね。検察官の資料が物すごくよくまとまっているなど私は思っていて、この資料をもとにですね、一から最後までちゃんと頭に入れなきゃいけないというところで、結構頑張って臨んでました。弁護側の冒頭陳述の際に、また同じように長い時間かかっちゃうのかなというのが正直不安でしようがなかったんですけど、それが結構1枚ペラでまとめていて、また、同じようなことをあまり言わずに主張したいところだけをぱぱぱっと言っていたので、そこに関しては非常にありがたかったかなと思っています。

司会者

それでは、次は4番の方、お願いします。密輸の事件だったんですが、これも登場人物も多いし、場所についてもいっぱい話があったんですね。どうでしたか。

4 番

冒頭陳述だけで40分だったんですけれども。内容の割には適切な時間だったかなと感じています。やはり検察側20分、弁護人側20分で、その前にたしか法廷に出る前にお部屋で裁判長からも簡単に説明があったような気がするんですけども、これは本当に複雑過ぎてということであったと思うんです。やはり3回そうやって3人の立場からお話を聞いて、ようやく、ああ、なるほどそういうことねということが分かるので。今回私がやった事件は被告人が無罪を主張して否認していたんですよね。それなので、この人を犯人だと決めつけちゃいけないというのを私は個人的に最初から思っていたので、検察側の主張と弁護人側の主張と、もちろん180度違うんですけれども、両極端だったんですけれども、どちらが正しいかを決めるのが私たちの役割だったので、どちらか片側に自分の気持ちが勝手に偏ってしまわないように両立の立場で聞いてたので、同じことを繰り返し言われていても、それはそれで何とも、別に無駄とかそういうことは全く思わなかったですし、事件の内容からして20分あったのは適切だったと個人的には考えています。

司会者

検察官の冒頭陳述要旨では人物関係図が別添の資料になっていて、さらに時系列表も付いてたんですよね。

4 番

ありました。

司会者

要するに、3枚の紙が出てきたわけですよね。

4 番

そうです。

司会者

大きな紙だと思うんですけど。冒頭陳述、約20分間で説明したのは、こ

の冒頭陳述要旨の部分なんですか。

4 番

そうです。たしかそうだったと思います。細かく覚えてないんですが。

司会者

時系列表というのは、これは冒頭陳述の段階で配られたんですか。

4 番

それは配られてないですね。評議のときに配られました。要は供述を全て聞いた後ですね。検察の方がまとめて。

司会者

分かりました。人物関係図については冒頭陳述要旨に添付されていて、その説明もあったと、そういうことですか。

4 番

はい、そうです。審理が3日間だったというのも、やはり証人の数がとても多かったんですよね。そのうち来てない方で、別の裁判で来たときの取調べの調書ということで検察官が読んだというのも、たしかお二人分ぐらいあったと思うんですけれども。とにかく、一瞬でも気を抜いてしまうと聞き漏らしてしまっていました。

司会者

事件が複雑だからそのぐらいの時間、あるいはこのぐらいの紙の情報が必要じゃないかというお話がありました。次は、5番の方、7番の方、お願いします。

5 番

検察官の冒頭陳述要旨は、これは非常によくできてました。非常に登場人物が多いので、分かりやすいというものでした。カラーで、最初見て、頭に入れるのも結構時間がかかるんですけど、これがないとちょっと事件について判断しづらいという、もとになるものとしてはよかったと思います。弁護

人のほうのは、最初、被告人が2名いるんで1名のほうはただしゃべってるだけなんで、それでなおかつ、登場人物の名前が、できれば検察官と弁護人のほうで、あるAさんなら名前と名字とをそれを別々に言ってるんで、それが最初同一人物と一致しなかったんですね。その辺を一致していただければと思います。証人は別にして、要するにそれについて名前を一致してしゃべっていただければ、なおよかったと思ってます。

司会者

何とか君とかって呼び合ったりしている、そういうのも間に入ってるものですから、こっちから聞いてると分かりづらくなると、そういうところがあったんですかね。

5番

ええ、そうです。

司会者

2名共犯で、1名のほうは、本当にだらだら、だらだら読んだだけだったという感じでしたか。

5番

初日だったんでなかなか頭に入ってこなかったというのはありました。もう1名の被告人のほうはまだ文章があったんで、ある程度は分かってました。でも、検察官のほうがよくいったという、印象としてはそういう印象を持ってました。

司会者

7番の方はいかがですか。同じ事件ですが。

7番

先ほど5番さんが言ったとおりですね、検察の資料が非常に分かりやすかったというか、私はサラリーマンなんで、この手の資料で上司に説明しますので、やはり文言が多いよりは絵的に表していただけると初めての人は分か

りやすいなと思います。強いて言えば、検察官の被告人らの関係図というのが、結局、最終は役に立ったんですけど、やるんだったらもう少し、この人はこういう関係と、本当にテレビドラマの、この人とこの人はこういう人間関係でこの人は知らないとかというのが分からないと、結局これにどんどん、どんどんメモが増えていっただけだったんで。やるのであればということなんですけど、非常に分かりやすいんですけど、そこまで徹底的にやっただけだとありがたいなということと、弁護側のところは覚えてないんですけど、非常に話がうまくて、何かそちらに引きずり込まれたような感じがして、何か一緒に合わせて論点をお互いしゃべってくれたらなというふうな感想ではあります。

司会者

ここはたしか弁護人と検察官がかみ合ってなかったんですよね。8番の方はいかがですか。登場人物が多かったようですが。

8番

そうなんです。被告人が4名いるんですけども、主たる登場人物みたいなのは多分10人ぐらいになってきて、これを理解するのがすごく大変でした。この大変複雑なやつをよくまとめてくださってるなということは、検察の資料を見て本当に感心しました。そういう感じですね。

司会者

弁護人のほうはどうでしたか。

8番

弁護人のほうは、非常に簡潔なんですけど、割と、何だろーな、検察が事実を書いているのに対して、弁護人のほうは割と感傷的な部分が結構あって、あんまり参考にならないというか、しないほうがいいなと思っちゃったぐらいです。

司会者

分かりました。大概、検察官の冒頭陳述というのは評判がいいですね。色分けをしてですね。ただ、やっぱり初日の緊張されてるときにどのくらい頭に入るのかなというのは、我々物すごく気にはしているんですが。一つ言わせてもらおうと、検察官、弁護人というのは証拠を見て相当程度事件を読み込んでるので、分かったつもりになって書いてしまったり質問したりしているんですけど、裁判官を含めて証拠を見てないので、あれっ、その前提はどうだったのかなとか、当事者が分かり切ってるところというのがこちらに伝わってこないことが間々あるんですね。そこら辺りはちょっと注意していただければと思います。

続いて、証人尋問、被告人質問のところで、尋問の何を意図して聞いているのかなということが分かったかとか。あるいは、今回の事件ですと多くの方が複数の共犯者がいて、いろんな犯行場所が出てきたりしているわけですが、特に役割の違いとか立場だとかいったところが、その証拠調べの中で、法廷で、Aさんはこういうことをやったんだと、Bさんとはこういうところが違うんだと、自分なりにはやっぱりAさんのほうが立場としては重いかかと、あるいは責任が重いのかなといったようなところまで、法廷で自分なりにそしゃくできたかというか、そういうのはもちろん尋問とかを聞きながらですね、お互い多分食い違ったことも言うと思うんですが、皆様なりにそういう質問を聞きながらそういうことができたのかどうかということが一つと。それから、何でこんなことを長々と聞いているのかなということをもたよく裁判中に裁判員の方から聞かれることがあるんですけども、そんなようなことがあったかどうかといった辺りをちょっとお聞きしたいと思うんですが。これはどなたからでも結構ですが、どうでしょうか。

3番

初日の午後からですね、もう既に共犯者の証人尋問が行われまして、正直、緊張の真っ只中だったので、検察側ですとか弁護側ですとか、証人に対して

の質問の内容とかそういうところが、何でこんなこと言うんだらうというのが全く分からなかったです。2日目からまた別の証人の方だったんですけども、1日たってからですね、結構自分の中で腹に落ちたというか、事件の内容、全容とかが分かるようになって、私からも質問させていただいたりだとか、そういったところで結構積極的に関わっていくことができたのかなと思っています。やっぱり初日はどうしてもついていくのに精いっぱいだったのが正直なところでした。

司会者

我々どうしても初日に大事な証人から入れ込んでいくもんですから、考え直したほうがいいかもしれませんね。2日目のほうがいいかもしれませんね。

3番

そうですね。

司会者

どうですか、ほかの方。多数の証人が出られたというようなお話。4番の方はいかがですか。

4番

ちょっと先ほど少し話したことなんですけれども、やはり一瞬聞き漏らすと何を言っていたか全然分からなくなってしまうので、裁判員側からの質問の時間を設けてもらえるんですけれども、そこでやはり、さっき言っていた、被告人はきちんと言っていたのにもかかわらず、こちらも質問をしてしまったりとか。それで、そのときは裁判長から一応、さっき言っていましたよねとか、わざわざそこを時間を設けないように切ってやっていたんです。裁判員側も、何でもかんでも質問すればいいということではなくて、もう少しきちんと話を聞いて取り組まないといけないなというふうに思いました。あとは、弁護士側がどうしても無罪を主張していたので、何とかそちらにつなげたいような質問があったんですよ。ちょっとこれは必要以上かなというところな

んかは、やはり裁判長がそこは何のためにそれを聞くんですかと、取り下げるようにしていたんです。それは検察側にももちろんあって、よく取り下げがありました。撤回というんでしたっけ。何か撤回しますとかと言うのがよくありました。

司会者

性犯罪の事件で、被告人の人となりとか何だとか。要するに、どういう事件がありましたかということと、基本的にはこの人の今後どうしますかという話が出てくるはずだと一般的には思うんですが、そういうところから外れたような、何か、何で聞いているのというようなことはありませんでしたか。6番の方はいかがですか。あんまりそういう記憶はないですか。あるいは、御担当された事件の被告人質問とか。証人はお母さんですか。

6番

そうですね。お母様と、あと上司の方がいらっしゃっていました。

司会者

被告人質問なんかはどうですか。特に分かりにくいところはなかったですか。

6番

そうですね。はい。

司会者

分かりました。実は、1番の方、3番の方、5番の方、7番の方の事件で、首謀者とされる人が、1番の方、3番の方の事件では法廷に来たんですよ。法廷に来ただけど、証言拒否だったんですね。それで5番の方、7番の方の事件のときは、来なかったということで、みんな首謀者になすりつけてという主張をしていたわけですね。それで聞きたかったんですよ。でも全然しゃべってくれなくて、誰も来なかったと。それで調書が朗読されたのですが、やっぱり本人に直接聞いてみたかったなというのはありますか。

7 番

そこは本人に聞かないとですね。一体誰が本当にやっているのかというと、特に検察官は難しかったのかもしれないですけど、弁護側はどう当たればどうなると言っているのはあいつだというふうになるけど、実際どうかというのが全然分からなくて。先ほどの証人尋問と被告人質問でも、検察官がなぜそっちまで拡散するような話をしちゃうのかなという話ですね、とにかく本人が出てこないことには全く分からなかったのも、非常にそこは正直言って不満な部分もありますね。

司会者

これは事件の特殊性があって、検察官は実行グループのうちの3人のうちの誰かは致命傷を与えたけど、誰かは特定しないという、そういう主張に徹したわけですね。被告人側は、あれは首謀者がやったんだということで全員一致して話をしていたというところで、検察官としては非常に立証の仕方が難しかったということですね。要するに、首謀者が出てきても、その人の供述に検察官が乗っかるわけにはいかないという事情があって、非常に、今7番の方が言われたように、何となくぼわんとした話に終始してしまったということが分かりづらかったと、そういうところになるんですかね。時間の関係で申し訳ないんですが、8番の方、共犯者4名で証人も何人かいましたよね。おのおのの役割の違いだとか、この人はこの人でこの人よりは重いなとか、そんなようなことは法廷で何となく自分なりに整理できましたか。

8 番

はい、それはできました。生身で4人の被告人が座っているやり取りとか、何というんですかね、彼ら話しちゃいけないんですけど、ちょっとすれ違うときに、にやっとお互いに笑ったりとかするんです。そういう中で、こういう関係性のこういう人たちなんだなというのが何となくイメージでできてきましたし。犯行当時の役割については、検察から細かに説明があったので、

確かにこの人はパシリっぽく動いてたんだらうなというのが、実物を見るのと説明とが合致して、合点がいくという感じでした。

司会者

それはなかなか検察もうまかったんですね。分かりました。ありがとうございました。時間の関係があるので申し訳ないんですが、論告・弁論というのがあって、これはよく不評なところがあるんですよ。どぎつい言葉を使っているとかですね、証拠調べの結果を踏まえてないとか、いろんなことを我々言うておるわけですが。今回はですね、その論告・弁論が、皆様が考えを整理するに当たって使える素材だったとか、意見を述べる素材としてはどうだったかといったところで、ちょっと漠とした質問で申し訳ないんですが。これはどなたでも結構ですが、御発言ある方はいらっしゃいませんか。どうぞ、3番の方お願いします。

3番

まず論告なんですけれども、物すごく長い量の資料が出されまして、すごい文字ばかり書かれていて、読むのすら大変な状況のものが出てきました。それに関しては、ちょっとこれは読めないなと率直に思ってしまいました。一方、弁護側の弁論に関しては、結構しっかりまとまっていたので、物すごく見やすかったです。ちょっと最終的な結論の部分でずっこけてしまった部分はあったんですけれども、非常に見やすかったかなとは思いました。

司会者

弁護人のほうは自分の考えを整理するに当たって、あんまり参考にならなかったということになるんですか。

3番

弁護人のは、しっかりまとまった資料であるなと思っていたものの、やっぱり強引なところが感じられはしたので、そこまで入ってこないというか。それはしょうがないのかなと。

司会者

法廷で見て聞いて、大体こういう話が出て、こういうことかなと思っていたのに、弁論を見ると、あれっ、もう少しこっちのことがぐっとうきてると、そういうところなんですかね。

3番

そうですね。ちょっと想像してたところよりも先に行かれていたので、ちょっとやっぱり入りづらかったです。

司会者

検察官の論告は、特にこの事件については情報量が多過ぎて、とてもじゃないけどそしゃくできなかつたと、そういう話ですか。

3番

そうですね。最終的に本当に、今までまとまっていたものを見せられていたので、最後に文字の羅列が出てきたので、ちょっとそのギャップにやられたというのはあるかもしれないです。

司会者

1番の方、3番の方は被害者が1名で、それで簡潔な弁論が出てきたんですよね。

3番

はい。

司会者

5番の方、7番の方も関連事件だったんですけど、これもやっぱり情報が多かつたんですかね。

5番

日が経って、かなり忘れてはいるんですが、弁護人が言った最後の言葉は覚えてます。検察官の使命を放棄しているとしか言いようがないという、この言葉は鮮明に覚えてます。

司会者

要するに、誰が致命傷を負わせたか特定しないと、3名のうちの1人だからいいんだといったところについて、検察官の使命を放棄しているということ冒頭陳述からずっと言っていたと。確かにそれはよく覚えておられると。どうですか。比較的事件が複雑ではなかった2番の方と6番の方。この論告・弁論はどんな感じでしたか。

2番

そうですね。こちらも最初のところの冒頭陳述とかそういうのと同じで、検察側の資料の方は分かりやすく頭にすっと入ってくるんですけども、弁護人側の説明とか資料は余り変わってないというか分かりにくいなというふうな形でしたので、検察の資料にどうしても寄って見てしまうという傾向があるかなというのは感じました。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

検察官の資料はやはり冒頭陳述と同様で分かりやすかったんですけども。また、弁護人側も冒頭陳述に比べると箇条書きでまとめていたので分かりやすかったですね。すいません。ちょっと先ほどの話に戻るんですけども、重要な尋問とかを2日目に入れ替えるとかいう話のところなんですけれども。やっぱり1日目は本当に緊張していますし、ちょっと話がほかの方からも出ましたけど、逆恨みとかが怖かったりもするので、ぜひ尋問を、こちらから質問とか尋問があればしてくださいと言われて、事前に打合せをさせてもらえるんですけども、そこでこういうことが気になりますと裁判官に言ったら、是非言ってくださいと言われるんですけど、さすがに法廷に入って言う勇気がなかなか湧かなかったです。初日は私二、三点、裁判官の別の方が代わりに質問して下さったんですけども、2日目になってちょっと慣れた

のもあって、ほかの方も質問し始めたので、その流れで質問したんですけれども、やっぱりなかなか初日に質問を急にするというのはなかなか酷というか、かなり緊張して難しかったです。

司会者

分かりました。ついつい言っちゃうんですよね。せっかくの機会ですからどうですかと、思わず声を大きくして言ってしまおうんですが。よく分かりました。4番の方の事件、これはかなり複雑な事件で、無罪の争いだったんですけど、この論告はいかがでしたか。論告・弁論というのは。

4番

そうですね。やはりこれも確か長くてですね、検察側も弁護人側も論告・弁論で1時間ぐらい時間をとってますね。それよりもオーバーしたんだったと思うんです。検察側の主張も弁護人側の主張も、やはり一番最初の冒頭陳述から結論としては何も大きく変わりはなく、ずっと審理中もお互いの主張が割とあからさまに見えて、質問してる内容からだったりとかそういうところから全て両者の言い分みたいなものが伝わってくるものがありましたので、こういうふうに着地する内容でしたりとかする点もあんまり大して変わってないなという感じでした。ちょっと表現がおかしくなるかもしれないんですけど、冒頭陳述は適切な時間でしたけれども、こちらの最後の論告・弁論が逆にちょっと長く感じました、というのがちょっとあります。私たちも最後に疲れてたというのもあるんでしょうけども。

司会者

かなり複雑な事件だと思うんですけども、そういった論告・弁論というのを、例えば自分の考えを整理したり、評議で使うことはあったんですか。

4番

はい、ありました。論告・弁論の資料ももちろん確認しました。

司会者

それは参考になったということですか。

4 番

はい。

司会者

8 番の方の事件もかなり複雑で、登場人物が多いじゃないですか。冒頭陳述では検察官のほうはうまくまとめたなという感想だったんですが、論告なんかはいかがだったですか。これは基本的には争いのない事件ですよ。

8 番

はい。争いがなくて、そこまでは分かりやすかったです。それに至る証拠調べというんですか。あれがすごい長いと感じたのが一つありまして、被害者の体には100か所以上の傷跡があったんですけども、その傷跡一個一個をモニターに写していくんですね。これ結構聞いているのしんどいなというのがありましたね。あと、これ必要なかという情報がほかにもあって、被告人が犯行を行う前にお酒を飲んで気分を高めるということをしてたらしいんです。そのお酒の瓶が犯行現場で見つかっていて、そのお酒の瓶の形状とかを写真で写すんですよ。ノギスで測って、開口部は2センチありと。その情報は必要かなというのはちょっとありました。

司会者

それは検察官の主張ですよ。

8 番

はい。

司会者

今のはいい話でした。ありがとうございます。今後、大いに参考になるんじゃないかと思います。ちょっと時間の関係があつて、もう少し聞きたいところはあるんですが。裁判が終わった後どうなんだろうという点です。アンケートでは、非常にいい経験をした、よい経験だったとほとんどの方が書

かれています。その後、例えば刑事裁判とか、あるいは先ほど論評が好きだというふうに7番の方が言われてましたけれども、裁判に関わる前と後では、例えば刑事裁判、それから登場してくる裁判官、検察官、弁護人に対する見方がどう変わったのかというような辺りについてです。これは我々のモチベーションにも関わる問題なんです。短めで申し訳ないんですが、お一人ずつその辺の感想を伺いたいと思います。1番の方からどうですか。

1番

裁判員裁判に参加した後に、やはり新聞とかを見ていると、いろいろな事件があったり裁判員裁判の結果が載ってたりすると、こんな事件だったらやりたくなかったかなとか。それから、そうですね、前よりもそういうふうな意味で注目をするようになりました。

司会者

どうですか。裁判官とか検察官とか弁護士への見方が変わったとかそんなことは何かありますか。

1番

たまたまなのかもしれないんですけども、裁判官も検察も弁護人も女性がいらしたんですね。それがとても、女性もかなり活躍していらっしやるんだなということを思いました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。2番の方、お願いします。

2番

裁判員裁判という制度も何で入れたのかというのがあまりちょっと、参加するということに対しては興味はあるんですけど、あまり制度自体何で導入されたのか分からないというところもあって、ちょっともやっとするところがあって、結局参加してもそこはなんとなく解決はしなかったです。裁判官に関しては、全然そういう知り合いがいなかったのも、実際評議の中でお話な

んかさせていただいて、非常に親近感も湧いて、そういう意味では裁判に対して、そこに対する信頼感というのは、こういう人たちが裁判の判決をしてるんだなというところはいいかなと思いました。検察官もきっちり資料を作られているし、弁護士は2日か3日の裁判で毎回遅刻されてて、ちょっと忙しいのかなというのはあったんですけど、資料もちょっとそういう意味では検察に比べると作り込みが甘いかなというのもあって、忙しいんでしょうけど、もうちょっと頑張らないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

では、3番の方どうぞ。

3番

もともとテレビとかでしか見る機会はなく、そもそもが遠いところだったんですね、裁判所というところが。そこに来てみてですね、裁判長も物すごく人間味のある人で、みんな堅い人ばかりじゃないんだなというのが非常に率直な感想としてありました。結構本当に身近に感じられて、もともとやっぱり人を裁くってどういうことなのかなということをおんまりちゃんと考えたことはなかったんですけど、人が人を裁いていく上でしっかりと情報、証拠をしっかりと見て行ってというところと、あとはやっぱり、本当に人がよかったと思いました。本当、緊張して行ったんですけど、一瞬で気はほぐれたというか、ほぐしていただいたので、裁判にしっかりと臨むことができたかなと思ってます。人にもですね、よかったよと、行ってよかったよという話をさせてもらってます。正直ですね、一番最初に終わったときはほっとしました。やっぱり声かけみたいなのところに非常におびえていた部分はあったので、終わったというところで一番最初に思ったのはほっとしたところですね。

司会者

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

4 番

裁判に関して、裁判官、検察官、弁護人に対する見方なんですが、やはり今まで全然関与したことの無い分野でしたし、裁判所に来たこともなかったので、いろいろ中も見させていただいたり、直接接して一緒にお仕事という形でさせていただいたので、すごく親近感が湧きました。かつ、やはり、それぞれの立場で人格者であることが非常に伝わりました、私には。裁判官もそうですし、検察官も弁護人も、皆様それぞれの立場から、ある人のためにやっているというのが非常に伝わってきていました。ちょっと今、声かけの話で思い出したんですけれども、法廷は意外と近くて、顔とかお互いはっきり分かる距離なんですよね。その中で私は裁判員6人の中で女性1人だったんですよ。裁判官も3人男性だったので、9人が法廷で並んだときに1人女性なので、どうしても目立ってしまうというところがありました。ちょっと行き来するときに、やはりどうしてもエントランスで会うんですよ。毎日毎日傍聴に来ている関係者に会うんですよ。何もされないんですけど、お互いやっぱり一瞬あっと思うんですよね。もしかしたら審理期間中は、ちょっと無駄かもしれないですけど、少し早めに集まるとかしたほうがいいかもしれないですね。傍聴人と重ならないように。お迎えとかそこまでしなくてもいいとは思いますが、駅が近いので、都内であればそこまでしなくていいと思いますので、ちょっと時差を作ったほうがいいかもしれないというのは感じました。あと、声かけ問題とかがどうしても報道されてしまうと、これから呼出状が届く方たちがやはりどんどん不安になっていってしまうので、特に女性はそう思いやすいし、男性でももちろんそういう暴力団とかって聞くだけで怖いとか感じてしまう方は多いと思うので、やはりどんどん改善策をもっと世の中に逆に広めて、安心させていくべきということは早急に対応したほうがよろしいかと思います。

司会者

分かりました。ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

5番

声かけ問題は、私は全然問題はなかったんですけど、確かに女性のほうだとそういう問題は必ずあると思いますので、それは改善できるところはしたほうが絶対いいと思います。辞退者が増えないためには、裁判所がこういう対策をしてますというのがあったほうがいいと思います。それから、裁判官のイメージががらりと変わりましたね。こんなくだけた人だと思っていなかったんで。特に裁判長が。あと、女性の裁判官も非常にざっくばらんに話ができる人だったんで、くだけた雰囲気の評議なんかもできたんで、その辺は自分の意見もはっきりと言うことができたので、よかったと思っています。検察官も女性で、非常に法廷で声がよく通って、男性の弁護士よりもはるかにしゃべるのがうまかったと思ってます。それは実際に、いわゆる判決には全然影響はしてないと思いますが、そういう印象としてはよかったと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

6番

私は祖父が裁判所に関わる仕事をしていたので、裁判所にすごく興味があったり、本当に今回、こういうところで祖父がこういう仕事をしていたんだというのが実感できて、選任されてよかったなというのが一番印象に残っております。やはり裁判長も裁判官も本当によい方で、人を裁く立場で来ていたのでこんなことを思うのはおかしいんですけども、私としてはかなり楽しい5日間を過ごすことができました。裁判に来た後の見方については、やっぱり裁判というものがより身近に感じられて、新聞とかテレビとかで、これは裁判員裁判になるんだとか、自分で分かるようになったことがやっぱり楽しくなりましたし。あと、偶然にも私の事件に関わった裁判官の方が

有名な事件を担当してテレビに出ていたので、より一層興味が湧いたというか、あの裁判官がテレビに出てるというのも感じました。先ほども1番の方がおっしゃっていたように、やっぱり私のおきも裁判官も検察官も女性の方がいらっしやったので、頑張っほしいなと思ひました。裁判員に選ばれたおきに私も女性が1人だったらどうしようかなと思っただんですけれども、偶然にもう1名いらっしやったのと担当の裁判官がもう1名いらっしやったので心強かったんですけれども、やっぱり4番の方のように1人だとちよつと不安だらうなと思ひますので、その辺りはどうにか選任手続で調整できないものなのかなと思ひます。

司会者

いろいろと東京地裁も努力はしてゐるんですけど。ありがとうございます。
7番の方、お願いします。

7番

最初はやりたくないというところから始まって、実際やっぱり当事者になるということはですね、裁く側ということで非常に得るものがあったのかなと思ひます。やはり皆様のやってる仕事を我々も理解しなきゃいけないし、自分が当事者だったら、検察官に攻めてほしい、弁護士さんに助けてほしいという立場になるかもしれないなということは改めて感じました。それがこういう場で、こういうことでいろんな資料を作って説明したり、時には舌鋒鋭く突っ込むとか、そういうところがドラマではやっぱりないなというところが分かりました。裁判長、裁判官の皆様、同じことなんですけど、非常に印象は違かったです。非常に冷徹に法によって裁くというイメージがあったんですけど、非常に気さくなお話をして、本当はたくさんしゃべりたいんですけど、評議の内容は守秘義務があるのでちよつとお話しできないこともあるんですけど、非常に楽しく話させていただいたこともありました。一番印象に残っているのは、だんだん事件にどっぴり入っっていくと、この人は悪いのかなと

か、この人も悪いのかなとか入る、この人はもっと罪が重いんじゃないかなと思いがちなところに、例えば大阪で裁判しても九州で裁判しても北海道で裁判しても札幌で裁判しても、どこでも裁判の結果は平等でなきゃいけないというところも考えつつ、皆様の意見を聞かせてくれと言われたところですね。単にこの事件というだけじゃなくて、裁判というのはまたそこはそれで広い大きい意味があるんだなというのは非常に痛感しました。

司会者

ありがとうございました。8番の方どうぞ。

8番

裁判官に対する見方は大きく変わりました。とてもいい方、優しい方ばかりで、近くのおいしい昼飯の食べられるところに連れていってもらったりとか、そういうことがありました。裁判の中でいろんな、何十発殴ったとか、被害者が死亡しているかどうかを確認したとか、何かそういうえぐい話が終わった後に、おいしいお昼を食べに行こうという、この落差が何とも言えない不思議な感じで、不思議な1週間強だったなという感慨があります。私自身の経験としてはとてもいい経験だったとは思いますが、国の制度として巨額の税金を投じてやることの意義というところまで私はちょっとまだリンクできていないところはあります。ただ、個人的には本当にいい経験をさせてもらいました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。すいません。司会の不手際でなかなか時間が過ぎてしまいましたが。最後に検察官、弁護士のほうから質問があればと思います。まず、宮地検察官いかがですか。何かお聞きになりたいことがあれば。

宮地検察官

大変貴重な話を本当にありがとうございます。検察としても多数の被告人がいたり、あるいは事案が複雑な案件についてどうやって分かりやすく事案

をお伝えして、また論告で的確にポイントを押さえた主張をすべきかということを経々悩みながらやっているという状況でございまして、今日は概ね好評といたしますか、検察官のものは比較的分かりやすかったというお話をいただいたんですが、さらに改善すべき点というものがあろうでしたら、その辺り何か今後に活かしていきたいと思っておりますので、御指摘いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

司会者

どうでしょう。3番の方どうぞ。

3番

冒頭陳述のときは結構まとまっていてよかったというのがあったんですけども、場所の説明ですとかいろいろしていただいたんですが、その場所の説明が物すごく長かったりだとか、めり張りをもうちょっとつけていただけるとうれしかなと思います。

宮地検察官

今日は大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。今も御指摘いただいて、本当に試行錯誤をしながらできるだけ分かりやすいものというふうに思っているんですけども、今日のお話を伺っていても、やっぱり情報量が多過ぎるといっばいいいっばいになってしまいますし、どうやってきちっと整理をして、また分かりやすい言葉を選びながらお伝えをしていくかということが重要かなというふうに非常に思いました。証拠調べで相当御負担をおかけしたんだろうと思いますし、それが一般的なのではなくて恐らくレアではないかなというふうに思うんですけども、検察官なりにそれが必要だと思ってやったのかもしれませんが、結果的にそれは果たして本当に立証上必要だったのかと思われるような立証をしているということであれば、それは反省しなくてはいけないと思っておりますので、今後そういった御意見を踏まえて、より分かりやすく、またポイントを押さえた主張・立証ができるよ

うに今後とも精進していきたいと思います。本日はありがとうございました。

司会者

では、牧野弁護士、お願いします。

牧野弁護士

貴重なお話、ありがとうございました。私は、裁判員経験者ネットワークという裁判員経験者の交流会をやっています、何でそんなことをやっているかという、裁判員経験というのは非日常体験で、裁判官もおっしゃったように、普通じゃないところに突然連れてこられて犯罪の話聞かされるわけで、それは非常につらい体験だろうから、その仲間同士で交流会でいやしてもらおうということと、それから貴重な体験をみんなに伝えるということをやっているんですが、今日の話をもつていて非常に参考になりました。一つは、今日お集まりの方は非常にアグレッシブで、やりたかったという方がほとんどなので。実はやりたくない人もいます。ただ、やりたかった人でもやはりそれなりの心理的体験があると思うので、もしよろしければ、まず選任手続、審理中、終わった後も含めて、裁判員になってよかったと思われる点。例えば充実感がすごくあったとか。それからつらかった点。例えばさっき7番の方は最初は人を裁くということは非常に高度で難しいことだと思ったということですが、経験者の交流会でも一番よく出てくるのが人の運命を決める重さが最初からつらかったということです。終わった後も本当に実刑でよかったのかとか迷う人もいます。と同時に、みんなでチームで結論を出してやったという達成感もあって、普通の日常の営業会議より面白かったと。営業会議だと上司の結論に押されるんだけど、同じ1票でとても楽しかったというようなプラスの面もあって。辞退率がどんどん上がっていて、3割ぐらいやりたくないと言って、やった後、最高裁の統計によると95%がやってよかったと言うんですね。このギャップがどこから来るかというのが非常に面白くて。面白いというよりもそこを改善できる点があれば

改善していきたいんで、よければ皆様一言ずつで構いませんので、選任から審理、終わった後も含めて、心理面で、自分はこういう点がよかった、自分はこういう点が今でもつらいというのがもしあれば、簡単に一人ずつおっしゃっていただければと思います。裁判員体験を通じて自分でつらかった点とか、プラスでやってよかったなと思われる点、どの時点でもいいですからおっしゃっていただければ。

7 番

つらかった点はやっぱり、さっき言った裁くというか使命というのをやらなきゃいけないのと仕事というのの切り替えというのは、私はあまり上手にできてなかったことです。こういう人を裁くというところの本当にこれでいいのかというのが悩みでした。よかったことはやはり、それでも先ほどおっしゃってた一つの結論を、私だけが出したのではなくて、いろいろお話を聞きながら、真っ当じゃないかと思われるものをみんなで共有できたということだと思います。

4 番

私は、やはり11日間というスケジュールからしてちょっと長いなと思ったのと、あと事件内容が分からなかったんですけれども、日数からして何か重い事件なんじゃないかなと勝手に想像していたんですね。本当に選ばれたらどうしようという、ちょっと迷いというか不安みたいなものはあったんですけれども。ただ、自分は辞退するほど嫌ではなかったというところがありますので、半信半疑というか、半分半分ですね。そういった気持ちでした。ただ、実際に裁判が始まると、やはりみんな同じ心境なんですよね。選ばれた方たちで、そこは男女関係なく皆様同じだったので。私のグループは非常に仲がよくて、その後も連絡先を交換してお友達として続いてたりしている状態なんです。職場をちょっと離れて、ある一定期間離れて、また違うグループでちょっと一つの作業をして。やはり職場では、さっきどなたかが言

ってましたけど、発言があまりできなくても、ここの裁判員のときは一人一人発言がスムーズにできて聞いてもらえてというのが、結構皆さんをやる気にさせていたようです。とても皆さん非常に前向きでした。補充の裁判員の方がいらっしゃったんですけれども、その方たちもすごく発言が多くて、法廷の第一線で聞いている私たちよりもいろいろ想像豊かにああじゃないかこうじゃないかという質問事項を物すごく言う補充裁判員の方たちだったんですね。非常に私たちもそれを聞いて、ああ、なるほどと思うことがあったりとかもしました。判決の挙手だけ参加せずに評議は参加するという方たちだったんですけれども、皆で意見を出し合ってすごくよかったです。

司会者

それでは、司会の不手際で15分ほどオーバーしてしまいましたが、本日の意見交換会はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上